

松戸市職員給与支給明細書広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松戸市広告掲載要綱（平成21年10月1日施行）第4条第2項の規定により、松戸市職員給与支給明細書の広告掲載基準について定めるものとする。

(規制業種等)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に該当又は類似する業種
- (4) 消費者金融業
- (5) たばこ産業
- (6) 社会問題を起している事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の事業者
- (9) 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの
(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するもの
 - ア 人権侵害、人種、性別、職業、境遇、信条等による差別、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損又は業務妨害となるおそれのある表現のもの
 - イ 暴力、犯罪等を肯定し、助長するような表現のもの
 - ウ 残虐又は醜悪な描写等、不快感を与えるおそれのあるもの
 - エ わいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ 青少年の保護及び健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
 - (ア) 未成年者の喫煙、飲酒等を肯定するような表現のもの
 - (イ) 水着姿及び裸体姿等、広告内容に無関係で必然性のない表現のもの
 - (ウ) その他青少年の人体、精神、教育等に有害なもの
 - カ 虚偽又は誤認されるおそれのある表現のもの
例：「日本一」「絶対にやせる」等の表現
 - キ 射幸心を著しくあおる表現のもの
例：「これが最後のチャンス」等の表現

- (2) 政治性、宗教性等のあるもの
 - ア 政治的問題について極端な主義、主張等を述べたもの
 - イ 公の選挙又は選挙事前運動期間中で立候補が予想される者の氏名が記載されているもの又は支持団体の推薦等事前運動の疑いがあるもの
 - ウ 布教推進を目的としたもの
 - エ 特定な宗教団体等の集団利益を助長することを目的としたもの
- (3) 社会問題についての主義主張が認識できるもの
 - ア 国内世論が大きく分かれているもの
- (4) その他掲載するものとして適当でないと認められるもの
 - ア 氏名、写真、談話及び商標、著作物等を無断で使用したもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
 - ウ 比較又は優位性を表現する場合にその条件の明示及び確実な事実の裏付けのないもの
 - エ 責任の所在及び内容が不明確なもの
 - オ 広告の目的及び内容が不明確なもの
 (広告表示内容に関する個別の基準)

第4条 広告の具体的な表示内容については、次の各号に定める事項について検討し、判断するものとする。

- (1) 求人に関する広告は、次の事項に抵触していないこと。
 - ア 雇用主の名称、所在地、連絡先、業種、職種、労働条件等の必要表示事項がないもの
 - イ 男女雇用機会均等法に抵触する男女差別と受け取れる表現のあるもの
 - ウ 雇用対策法に抵触する年齢による差別のあるもの
- (2) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けるような表現はしないこと。
- (3) 教育施設や教育事業の広告であって進学、就職、資格等について虚偽や誇張のあるもの又は通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いた広告であってその実体、内容、施設等が不明確なもの
- (4) 病院、診療所、助産所等の広告については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5、第6条の6又は第6条の7の規定に抵触していないこと。
- (5) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等）の広告については、あん摩、マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定に抵触していないこと。

- (6) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等の広告については、薬事法（昭和35年法律第145号）第66条、第67条又は第68条の規定に抵触していないこと。また、医薬品等適正広告基準（昭和55年厚生省通知）の範囲を超えないものであること。
- (7) 健康食品の広告については、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違し、又は著しく人を誤認させる表示がないこと。また、医薬品と誤認させるような表示及び効用、効果等を類推させる表示がないこと。
- (8) 有料老人ホームの広告については、有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年厚生労働省通知）に規定する事項を遵守すること。また、有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触していないこと。
- (9) 不動産の広告については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第32条、第33条及び不動産公正取引協議会の不動産の表示に関する公正競争規約によるものであること。
- (10) 旅行の広告については、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7の規定による事項を表示すること。
- (11) 通信販売の広告については、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法、返品条件等が明確であること。
- (12) 代理店募集、副業、内職、会員募集等の広告については、その目的、内容が明確であること。

附 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

(参考資料)

○掲出基準引用法令一覧 (第4条関係)

適用号	法令名称	適用条項
4号	「医療法」(昭和23年法律第205号)	第6条の5 第6条の6 第6条の7
5号	「あん摩、マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」(昭和22年法律第217号)	第7条
5号	「柔道整復師法」(昭和45年法律第19号)	第24条
6号	「薬事法」(昭和35年法律第145号)	第66条 第67条 第68条
6号	「医薬品等適正広告基準」(昭和55年厚生省薬務局長通知)	
8号	「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成14年厚生労働省老健局通知)	
8号	「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)	
9号	「宅地建物取引業法」(昭和27年法律第176号)	第32条 第33条
9号	「不動産の表示に関する公正競争規約」(平成17年公正取引委員会告示第23号)	
10号	「旅行業法」(昭和27年法律第239号)	第12条の7